

【翻訳】 ヴェストファーレン講和文書の成立（一）
ACTA PACIS WESTPHALICAE, III B 1/1, Einleitung I-II 3より

Translation: Die Entstehung der Urkunden des Westfälischen Friedens,
in ACTA PACIS WESTPHALICAE, Serie III, Abt. B, Verhandlungsakten, Bd. 1,
Die Friedensverträge mit Frankreich und Schweden.

Teil 1: Urkunden, Einleitung I-II 3, XLI-LV. Bearbeitet von Antje Oschmann. Münster 1998.

伊藤 宏 二
Koji ITO

（平成18年10月2日受理）

はじめに

本稿は、ACTA PACIS WESTPHALICAE, Serie III: Protokolle, Verhandlungsakten, Diarien, Varia. B: Verhandlungsakten. Band 1: Die Friedensverträge mit Frankreich und Schweden. Teil 1: Urkunden. Bearb. von *Antje Oschmann*. Münster 1998 (*Zitiert*: APW III B Bd.1/1), Einleitung I-II 3, XLI-LVの全訳である。訳者は既に、河村貞枝氏を研究代表者とする科学研究費補助金による研究成果報告書『国境をこえる「公共性」の比較史研究』（研究課題番号14310180）、2006年3月、58～100頁において、「ヴェストファーレン講和文書の成立」としてAPW III B Bd.1/1, Einleitung I-II, XLI-LXXVIIの翻訳を表しており、本稿はその訳稿の前半部に若干の修正を施したものととなっている。同科研報告書に掲載した後半部は、同じく修正を加えた上で、翌年本誌に掲載したいと思う。紙幅の都合上、同科研報告書に表した【訳者前文】は省略する。

なお、原則的に（ ）は原文表記、〔 〕は訳者による補足である。

【翻訳】

I 緒言

1648年10月24日の晩遅く、ミュンスター市は大砲による礼砲によって、フランス⁽¹⁾及びスウェーデン⁽²⁾との講和条約の署名が終わりを迎えたことを、告げ知らされた。それとともにヴェストファーレン講和会議は、改めてクライマックスに達した。それに先立ち1648年1月16日に、スペインーネーデルラント間の講和条約が封印され（versiegelt）、1月30日に署名されていた。それに続いて（市庁舎講堂における）その批准と誓言の儀式（feierliche Ratifizierung und Beschwörung）が、3月15日に行われた。その1日後、その講和条約締結は公衆に知らされた。10月24日の4ヵ月後、1649年2月18日に、過日署名された両条約〔ミュンスターの講和（以下IPM）及びオスナブリュックの講和（以下IPO）のこと〕の批准書がミュンスターで交換された。それによって和平使節の任務は終わりを迎えた。というのもスペインーフランス間の講和は実現しなかったからである。会議はまもなく解散されたのであ

た。

1648年10月24日に、それぞれ2部ずつのIPMとIPOの文書が作成された。皇帝の使節、スウェーデン女王クリスティーナ及び当時まだ幼少であったフランス王ルイ14世の全権使節、並びに帝国等族の全権使節たちの中から選抜された者が、自らの手でそれらの文書に署名し、彼らの指輪の印(Ringsiegel)を押印することによって、それらの文書を承認したのであった。これら4部の交渉人文書(Ausfertigungen der Unterhändlerurkunden)のうち3部が今日まで現存している。ここで[本書APW III B Bd.1/1が]提示している両条約の原文は、それらに加えて、様々な理由により1649年初夏までに作られた、それら交渉人文書のそれぞれ4部ずつの新たな[副本]文書にも基づいている。さらに両条約の原文は、皇帝、フランス及びスウェーデンの批准書にも挿入された。これら8種の伝承史料(Überlieferung)は、ここ[本書]で同様に、原文を構成するのに考慮に入れている。それによって本書の版は、現存している全ての文書の原文を初めて包括したものとなったのである。

IPM及びIPOの文書と並んで、その他の16もの文書が[本書APW III B Bd.1/1で]示されているが、とりわけそのうちのいくつかはフランスへの賠償をめぐる状況に由来するものである⁽³⁾。それらは交渉末期の複雑な経過や、条約へと含まれた補足を具体的に示している。

さらに、両条約の批准書が[本書APW III B Bd.1/1に]添付されている。皇帝、フランス国王及びスウェーデン王冠と並んで帝国等族が、全体として、条約を締結した主当事者(皇帝、フランス及びスウェーデン)に条約の受諾を確認するという、義務ですらあった彼らの権利と責任を有していた。批准書はさらに、帝国議長(Reichsdirektorium)のマインツ選帝侯並びにザクセン選帝侯(福音主義分団代表)に手渡された。帝国等族の批准に基づき、個々の申し立てをもった帝国等族の誰しもによって補足された、IPMとIPOに関する[これら]2つの[帝国等族の批准]文書の版と並んで、本書[APW III B Bd.1/1]は250以上もの現存している帝国等族の批准書の一覧を提供しているのである。

II ヴェストファーレン条約文書の成立

1 IPOの合意(1648年8月6日)に至るまで

条約文書が完全にまとめられ、署名され、最終的に批准された、スウェーデン及びフランスとの講和条約に関する最終交渉は、1648年7月末から1649年2月の批准書の交換に至るまでの長きにわたっている⁽⁴⁾。1648年8月6日のオスナブリュックにおける、スウェーデンとの講和条約についての会議での公聴会(kongreßöffentliche Verlesung)が序幕をなしている。その時までは、個別的な問題に関する一連の部分協定が存在していた。スウェーデンへの領土賠償(IPO第10条)並びにフォアポメルン公領を放棄したブランデンブルク選帝侯への補償(IPO第11条)が、皇帝・スウェーデン・ブランデンブルク選帝侯の全権使節の間で、1647年2月18日⁽⁵⁾及び19日⁽⁶⁾に2つの協定に規定された後、1647年8月に、それまでに達成されたプファルツの復旧に関する[交渉]成果が文書にまとめられた⁽⁷⁾。同年11月半ばにそれに続いたのが、会議参加者(Kongreßöffentlichkeit)に十分に知らされていなかったフランスの領土賠償に関する皇帝-フランス使節間の協定⁽⁸⁾であった。1648年3月及び4月にスウェーデンとの条約の大部分がようやく最終的に合意に達した。これらの予備協定は後の講和条約の個別条項の本文を書き表したもののだが、様々な形で文書化されていた。それらは大抵、帝国議長にしてカトリック等族の代理人としてのマインツ選帝侯の、全権使節ニコラウス・ゲオルク・ライガースペルガー(Nikolaus Georg Raigersperger)並びに福音主義等族の代弁者に祭り上げられたザクセン-アルテンブルク(Sachsen-Altenburg)の使節ヴォルフガング・コンラート・トゥームプシルン(Wolfgang

Konrad Thumbshirn) によって署名されていた。いくつかの場合にスウェーデン使節と皇帝使節が関与していたが、ある時は個人的に、ある時はその使節書記とともに、またある時は後者〔書記〕が単独で署名している例もみられる。大抵の場合、〔同一の〕いくつかの文書が作成され⁽⁹⁾、そのうちの一部が帝国議長のマインツ選帝侯に寄託された。最終的な、いまや帝国等族の代理人たちとも調整された、スウェーデンへの領土賠償⁽¹⁰⁾、及びブランデンブルク選帝侯フリードリヒ・ヴィルヘルムのための補償 (IPO 第11条)⁽¹¹⁾、並びにプファルツの復旧 (IPO 第4条第2項から第19項)⁽¹²⁾に関する合意文書は、1648年3月18日及び19日に成立した。同日、ヴェルフェン家のための補償 (IPO 第13条)⁽¹³⁾及び〔教派に関する〕自律性の問題 (IPO 第5条第30項から第41項)⁽¹⁴⁾に関する一致が得られた。その数日前、1648年3月初旬に帝国司法に関する条項 (IPO 第5条第53項から第57項) が確定された⁽¹⁵⁾。その後数週を経て、3月24日と4月23日に、宗教権に関するその他の条項 (IPO 第5条第1項から第29項、第42項から第52項)⁽¹⁶⁾、並びに IPO 第7条⁽¹⁷⁾ が署名され、広範に及ぶ条約の中核部分即ち帝国国制規定条項が、準備が整ったのであった。同じ頃、残りの恩赦問題⁽¹⁸⁾が処理されたが、それには議論中であった皇帝の臣民に関わる恩赦規定と並んで——控えめに言っても大部分は⁽¹⁹⁾——ヘッセンの名誉回復が含まれていた。それによって1648年4月末には、帝国内政の極めて厄介な問題の相当部分が取り除かれていたのだった。

スウェーデンによって要求されたスウェーデン軍の解散のための帝国による費用の引受け、いわゆる軍隊への補償と、両国王によって後押しされ、同じ目的のために尽力していたヘッセン＝カッセルへの優遇措置が、依然として未解決であった。フランスと議論中の争点に属するものは、エルザスに在住する帝国等族の法的地位である。その他にも、フランスとスペインの間の合意が達成されていなかった限り、スペインのブルグント帝国クライスは、帝国によるフランス王との講和の中に含めてよいものか、或いは含められるべきなのかということを決めることが避けられなかった。スペイン＝フランス戦争が継続する限り、皇帝と帝国は、それに圧迫されている帝国等族の救援に駆けつけてよいものか、或いはさらに1555年の執行令 (その後改変された) によって、そうすることを義務付けられているのだろうか? フランスがそのような権限や義務をあらゆる手段を講じて排除しようとすることは明らかだった。皇帝と帝国はそれとともに王朝政治と帝国政治の原理の〔間での〕決断を突きつけられた。北イタリアにおける諸関係も依然として未解決だった。そこではマントヴァ公とサヴォア公との古くからの対抗関係が続いており、そこではフランスが、シェラスコ (Cherasco) の諸条約とその他の諸協定に依拠して、比較的大きな影響力を確保してきており、維持しようともしていたのだった。

オスナブリュックに逗留していた帝国等族使節は大部分がプロテスタントだったが、彼らがおもスウェーデン軍への賠償金額とその〔支払い〕方法に関するスウェーデンとの複雑で難儀な交渉を行っていた間に——1648年7月末にやっと合意に達し、それによれば5百万帝国ターラーが2年のうちに同王へ支払われることとなっている⁽²⁰⁾——、スウェーデンとの講和条約〔文書〕を最終的に起草することが進められた⁽²¹⁾。2週間足らずのうちに条約の実行に関するなおも未解決の問題が規定されたが⁽²²⁾、ただし帝国等族の署名⁽²³⁾と条約当事者の範囲⁽²⁴⁾に関する最終的な合意は達せられていなかった。批准書の書式も本質的には既に準備されていた⁽²⁵⁾。

1648年8月6日午前、皇帝使節と帝国等族たちの全権使節の大部分が、スウェーデンとの講和条約の字句内容について合意するために、オスナブリュックのスウェーデン首席使節ユーハン・ウクセンシュエーナの宿所に姿を現した。早晩まで続いた会議⁽²⁶⁾の際に、完成草稿は3部 (皇帝使節・スウェーデン使節・帝国議長マインツ選帝侯のため) 提示された。皇帝使節フォルマーがそれを読み上げ、その際さらに、若干の変更が加えられた⁽²⁷⁾。最後にスウェーデン使節たちが皇帝使節及び帝国等族の全権使節たちに、

手元にある草稿が拘束力を持つとみなし、それ以上変更が加えられることがないと誓言した⁽²⁸⁾。しかしながら彼ら〔スウェーデン使節〕は同盟者たるフランスを顧慮して、この時点で署名の準備はしていなかった⁽²⁹⁾。そうはいっても、3つの草稿は近いうちに清書され、同時に書記によってのみ署名されることについては、最優先で一致していた⁽³⁰⁾。8月6日の夜、当事者たちは当然彼らの草稿を再び自らの手元に収めた。その草稿は帝国議長によって公にされ、それをもって原本 (forma authentica) とされた⁽³¹⁾。

同日の会議で、皇帝・スウェーデン女王・帝国等族のための批准書が準備され、読み上げられた。それらも数日後帝国議長代行 (Reichsdiktatur) によって公にされた⁽³²⁾。

2 IPOの合意から両講和条約の帝国議長への寄託(1648年9月15~16日)まで

多くの場所で既に確実に間近なものとして期待されていたIPOの署名⁽³³⁾は、その後数週間経ってもまだ行われなかった。なるほどスウェーデン使節たちは、オスナブリュックで羊皮紙文書を作成し、それを署名用に皇帝と女王に送ることを提案していた。彼らはまた、そうすることを予定した羊皮紙文書の作成も開始したのであった⁽³⁴⁾。

しかしながらこのようには進行しなかった。というのも、フランス使節と帝国等族との間の交渉が行き詰まり、結局セルヴィヤンがスウェーデン側に、その講和の最終的な交渉終結 (Fixierung) を差し当たり一度中断するよう、切に催促したからであった⁽³⁵⁾。1648年7月以降セルヴィヤンは、〔講和の〕締結を迫っている帝国等族とまだ争われていた問題を取り決めるため、そして条約からスペインを排除することに彼ら〔帝国等族〕の同意を得るために、オスナブリュックに滞在していた⁽³⁶⁾。セルヴィヤンと交渉する全権を独占的に有していた〔在ミュンスター〕皇帝使節は、〔オスナブリュックへ〕交渉場所を移動することを拒否した。というのもこのことはハンブルクの予備協定と矛盾していたし、皇帝がスペインに対して顧慮していたことの支援をオスナブリュックの帝国等族からほとんど見込めなかったので尚更であった⁽³⁷⁾。

しかしながら帝国等族使節たちはこの〔在ミュンスター皇帝使節の〕異議を無視し、セルヴィヤンとの交渉を精力的に進展させた。サルヴィウスの協力とともに様々な点で、とりわけ〔皇帝と帝国の〕協力〔関係に関する〕問題において、合意が達せられた。皇帝と帝国は、スペインーフランスの対立中や、その他の同じ様な場合にも帝国成員に義務付けられた援助を行わなくてもよいということが規定された⁽³⁸⁾。この合意はスペインを皇帝と帝国の援助から遮断するもので、完全にフランスの利害の中に置かれていた。

この譲歩にも関わらず、帝国等族は、フランスへの領土割譲と関係するエルザスの帝国等族に有利となる妥協を達成することができなかった。セルヴィヤンは、彼ら〔帝国等族〕によって望まれた、1647年11月11日の賠償協定——とりわけ後のIPM第87条——の諸条項の解釈〔権〕を認めることを、断固として拒絶した。帝国等族には、彼らの見解を文書にするという逃げ道しか残されていなかった。こうしたことは1648年8月22日付の書面⁽³⁹⁾の中で行われ、その書面はフランスへの領土賠償に関する帝国等族の同意を以下の条件に義務付けるものであった。即ち、エルザスにおける帝国直属者はフランスの最高支配権 (supremum dominium) の樹立にも関わらず、彼らが従来通りの諸権利をもって帝国に向かい合うことを邪魔されないままである、と。この証書の正本をセルヴィヤンに手渡すことは失敗に終わった。その結果帝国等族は直接フランス王の方を向き⁽⁴⁰⁾、通知書に事情を記録した⁽⁴¹⁾。しかしながらこのことは、帝国等族側が望んだ権利の留保が政治的に失敗に終わることを妨げるものではなく、1649年2月にセルヴィヤンは、この〔帝国等族がフランス王に宛てた〕書面に自ら抗議を持ち出していたの

で尚更であった⁽⁴²⁾。

1648年9月半ば、オスナブリュックに集まった使節たちは、もはや足りないものは、ミュンスターに〔残って〕滞在していた帝国等族の全権使節たち、そしてとりわけ皇帝使節の同意である、ということで広範に一致した。〔オスナブリュックでの〕交渉成果を最終的に確かなものとし、ミュンスターで会議を開いている帝国等族使節並びに皇帝使節に最後通告的に〔オスナブリュックでの交渉成果を反映した形での条約の〕受諾を強いるために、オスナブリュックに滞在していた帝国等族使節は、〔IPM及びIPOの〕両条約文書を公式に帝国議長に寄託し、それによって両条約 (Texte) を拘束力を持ったものとして承認する、ということ提案した⁽⁴³⁾。〔スウェーデン側との交渉のために元々オスナブリュックに滞在していた〕皇帝使節は、これをミュンスターでの講和会議の先例とみなしてはいけないという条件でのみ、IPOの寄託に同意し、それとは逆に、帝国議長への条約文書の引き渡しによるIPMの交渉終結を完全に拒絶した。その結果として、IPO——その本文は8月6日以降、皇帝使節及びスウェーデン使節の間で改めて調整されていた⁽⁴⁴⁾——については、両者の書記室を通じて2部が作成され、差し当たり帝国議長のマインツ選帝侯の立会いの下で使節書記によって再度照合された。1648年9月16日⁽⁴⁵⁾、両文書⁽⁴⁶⁾は〔在オスナブリュック〕皇帝使節ランベルクの宿所で、若干名の帝国等族の代表者の参席の下で、共同で装丁され、それに引き続きその包みはサルヴィウス、ランベルク、マインツ選帝侯の官房長 (Kanzler) ライガースペルガーによって封を施され、帝国議長に寄託された。

この会議で〔在オスナブリュック〕皇帝使節はIPMの寄託に反対して改めて口頭で抗議し、〔帝国等族使節のオスナブリュックでの〕先走った如何なる事前の行為をも拒絶し、オスナブリュックの交渉成果に関してミュンスターで会議をしている帝国等族の同意を要求したのであった。その上、スウェーデンによって同盟者と呼ばれたポルトガル国王はスペイン王フェリペ4世と理解されねばならない、という彼らの声明を繰り返した。さらに彼らは、封をされて帝国議長のマインツ選帝侯に委ねられている装丁にあるのと同様に、しかるべき書面が彼らのIPO文書に与えられる、と述べるまでに至った⁽⁴⁷⁾。

同様の法的拘束力を持ったわけではないが、より一層政治的な重要性を持っていたのは、サルヴィウスが提言し、彼が間もなく——皇帝使節に公式に知らせることなく——帝国議長に文書で伝えたいいくつかの留保⁽⁴⁸⁾であった。とりわけ彼は、ヘッセン＝カッセルの軍隊への補償を有利に導くためにスウェーデンによる干渉を再開し⁽⁴⁹⁾、小規模帝国等族にとって有利となるように多くの鑑定書 (Attestat) を要求し、ブレーメン市に関する規定のスウェーデンの解釈〔権〕を確認させようとした⁽⁵⁰⁾。その上彼は、スウェーデン軍への支払いと給養に関して曖昧な点や未解決の問題について言及した。IPO本文 (Text) の公式な成立にも関わらず、それによってスウェーデンはあまりにも広範な交渉の余地を残したままであった。

フランスとの講和条約の寄託は、多くの点がおも論争中か不明確であったにも関わらず、前日1648年9月15日の〔在オスナブリュック〕皇帝使節の公的な抗議に反して行われた⁽⁵¹⁾。ここでも2部の文書——その1部はマインツ選帝侯使節の、もう1部はフランス使節の書記室で作成された——が装丁され、セルヴィヤンとマインツ選帝侯の官房長が封を施した⁽⁵²⁾。IPM原文書は数日後帝国議長代行を通じて公表された⁽⁵³⁾。

3 寄託から講和条約の署名 (1648年10月24日) に至るまで

その数日後に在オスナブリュック諸使節は、〔帝国議長に〕寄託された条約文書を〔在ミュンスター諸使節に〕承認させるために、そのほとんどがミュンスターへ赴いた。9月21日、ある帝国等族の代表者が公式に帝国議長に寄託されていたIPM文書の1部を皇帝使節に手渡し、その同意を最終的に要

求した⁽⁶⁴⁾。皇帝の宮廷は、使節の報告書を通じて心構えはできており、既に9月半ばに避けがたい運命を受け入れていたが⁽⁶⁵⁾、もっともそれに応じた指令は、担当の〔ヴィーン宮廷〕書記局の役人の過失により、誤った形で暗号化された⁽⁶⁶⁾。それゆえ皇帝使節は9月30日の急送公文の到着後すぐに皇帝の譲歩を帝国等族に伝えることはできず⁽⁶⁷⁾、数日経った10月5日及び6日にやっと伝えることができた⁽⁶⁸⁾。

しかしながら両条約の署名に至るまでに、改めてほぼ3週間経過した。というのもセルヴィヤンが、講和条約の中で要求されたエルザス、メッツ、トゥール、ヴェルダン並びにピネローロに関する割譲について、差し当たり準備されたように帝国とオーストリア諸大公によってのみならず、スペインによっても、署名行為の際に宣言されるか知ろうとしたので、フランス―皇帝間交渉が滞ったからであった⁽⁶⁹⁾。これに対して皇帝使節は、それを不可能にしたスペイン―フランス間和平交渉の失敗を持ち出してきた。宣言の本文は、既に1647年11月のフランス賠償協定の締結時に定められていた⁽⁶⁰⁾。皇帝と帝国等族並びにオーストリア諸大公に要求された書面に関しては、期日厳守の引渡しに署名時に文書で義務付けられることで、早急に一致した。スペインに要求された文書の代案を見出すことはより困難で、スペイン王がいまやフランスとの講和から排除され、あまり講和に乗り気ではないことは、全ての関与者にとって明白であった。批准書交換の際にスペインの文書が不成立の場合、帝国等族使節は、より効果的な援助の決議を行うことを最終的に文書でフランスに約束する用意があると表明した。フランスは、スペインが〔エルザスを〕公式に放棄するまでの間如何なる場合も、占有質として上ライン地方の森の4都市(Waldstädte: Laufenburg, Rheinfelden, Säckingen, Waldshut)の占領を維持し得たし、講和条約で予定されたチロル大公への金銭の支払いを延期することができるとされた。次いでそれに関する保証が10月15日に文書化された⁽⁶¹⁾。皇帝使節、とりわけチロルの利害に責任を感じていたフォルマーは、この〔帝国等族の〕決定に激しく反発した⁽⁶²⁾。

さらに、サヴォワ公に関連する若干の問題がなおも未解決であった。それに相応するIPMの諸規定、中でも後の第92条及び第93条に関して、最終的に書式化が合意に達したが⁽⁶³⁾、それにサヴォワ使節は同意していなかった⁽⁶⁴⁾。その上両王は、条約締結の署名直後の自軍に関する諸条件をさらに良くするために、再度あらゆることをしようとしていた。彼ら〔両王〕は、ヘッセン―カッセルに対する賠償金支払いの義務をより確かなものにしようとし、スウェーデン軍解散のために取り決められた費用の支払いを条文に記された以上に厳密に規定し、さらにそれに至るまでの間、その〔スウェーデン軍の〕給養を皇帝と帝国等族に押し付けようとした。その上スウェーデンは、その意向に沿わないか最終的にはっきりとしていない若干の問題について、帝国議長による鑑定書の文書化を要求した。それに基づき帝国等族は、帝国議長の公印の下に新たな執行令を発行し⁽⁶⁵⁾、講和条約⁽⁶⁶⁾において要求された賠償金割り当てのリストを作成し始めた。〔スウェーデン側から〕希望された鑑定書のいくつかは承認された⁽⁶⁷⁾。しかしながらヘッセン―カッセルに関しては、彼ら〔帝国等族〕は署名の日にやっと、単に口頭による承諾のみ賛同しただけであった⁽⁶⁸⁾。

最後に両王〔使節〕は、とりわけどんな法的資格(Legitimation)に基づいて帝国等族は条約を署名し批准することになるのか、という問いを新たに投げかけた。帝国等族自身の間でこの問題は、〔註(23)で〕先述の如く、1648年7月末と8月初頭に既にもう検討されていた。1648年10月半ばに以前の決定がより厳密に規定され、17名の帝国等族の全権代表が指名されて、その者たちがその他全ての〔等族〕使節を代表して署名を行い、彼らの宮廷の批准書を提出せねばならないこととされた⁽⁶⁹⁾。マインツ、バイエルン(バイエルン公としての選帝侯マクシミリアンの同使節は帝国諸侯としても署名しようとした)、ブランデンブルクの3選帝侯の代理人が指名されたが、ザクセン選帝侯の代理人については、彼がまだ講和条約に署名する許可を得ていなかったため、選択権が留保された。聖界諸侯からはバンベル

クとヴェルツブルクが予定されており、世俗諸侯の一団からはオーストリア、ザクセン＝アルテンブルク（その使節兩名とともに）、ブランデンブルク＝クルムバッハ及びブラウンシュヴァイク＝リュネブルク（同じく2名の使節とともに）が代理とされた。小規模帝国等族からは、ヴェッテラウのグラーフ協議会（Wetterauer Grafenkollegium）の代理人、さらに帝国都市シュトラスブルク、レーゲンスブルク、リュベック及びニュルンベルクの代理人それぞれ1名が予定されていた。全ての帝国等族が例外なく条約に拘束されることになるにもかかわらず、その他の帝国等族は署名と批准から免除された。

スウェーデン使節とセルヴィヤンはこの規定に満足せず、彼ら〔両王使節〕は、自身〔の立場〕に匹敵し、その者が条約の当事者となり得るような、1名の帝国の全権代表を要求した。この要求は国制法上ほとんど実現不可能であった。というのも、講和会議における任務の最初に帝国議長に預けられた⁽⁷⁰⁾帝国等族使節たちの全権委任状は、対外的な帝国全体の代理権にまで及んでいなかったからである。最終的に、10月13日の帝国決議を文書化したものをスウェーデン使節とセルヴィヤンに手渡し、この決議と広範に表現が一致する章句を両条約の末尾に条約文として挿入することで一致したのであった⁽⁷¹⁾。

交渉が大詰めを迎えているこの間に既に条約の最終的な締結が準備されていた。10月半ば以降、帝国議長に寄託されていたIPO原本は、改めて、そして恐らく数度にわたって、両使節書記の臨席の下で照合され、その際、欠陥があったり校正が加えられた全紙（Bögen）は交換された⁽⁷²⁾。1648年10月24日の直前にIPO原本2部は最終的に署名の準備が整い、ある製本業者によって製本され、多彩な色の紐を織り込んで、ついに封が施されて、再び帝国議長に寄託されたのだ⁽⁷³⁾。IPM原本の清書は、フランスと皇帝の書記局の監督下で同様に準備中であった⁽⁷⁴⁾。帝国等族の批准書のための書式及び皇帝、フランス、スウェーデンのそれら⁽⁷⁵⁾もやっと最終的に確定された。帝国等族〔使節〕は、フランスの批准書がラテン語ではなくフランス語で作成されると聞いた時に、彼らの多数は不信感を示したが、これについては何の障害もなく準備が進められた。そこまでいけば署名のための準備は全て整っていた。条約それ自体が抗議や異議申し立てに対してあらかじめ備えていたのだ⁽⁷⁶⁾。

原註

- (1) 以後 *Instrumentum Pacis Monasteriensis* (IPM) として表記。
- (2) 以後 *Instrumentum Pacis Osnabrugensis* (IPO) として表記。
- (3) これらが両条約の一方と明白に関係付けられている場合、ここでそれらを IPM 及び IPO の「副次文書」(*Nebenurkunde*) と呼び、そうでない場合は、それらを「補記録」(*ergänzende Dokumente*) と呼ぶこととする。「副次文書」という用語は *Bittner, Ludwig, Die Lehre von den völkerrechtlichen Vertragsurkunden*. Stuttgart, Berlin, Leipzig 1924, S. 220-232 から借用したものであるが、ただしここでは次のような意味で用いられている。つまり、その拘束力が全ての条約当事者によって承認されていないというような文書もそれに数えられているのである。これから以下に言及はされるが活字化されていないそれ以外の両条約の副次文書は、APW III B 2 即ち IPM と IPO の交渉文書のところで刊行されるであろう。
- (4) 1648年10月24日に至るまでの交渉過程の詳細な描写は、*Dickmann, Fritz, Der Westfälische Frieden*. Münster 1959. 7. Auflage hrsg. von Konrad Kepgen. Münster 1998, S. 470-493; *Ruppert, Karsten, Die kaiserliche Politik auf dem Westfälische Friedenskongreß (1643-1648)*. (Schriftenreihe der Vereinigung zur Erforschung der Neueren Geschichte 10) Münster 1979, S. 330-358. 次いで、*Reppen, Konrad, Die Westfälischen*

Friedensverhandlungen. Überblick und Hauptprobleme. In: Bußmann, Klaus/Schilling, Heinz (Hrsg.) : 1648 - Krieg und Frieden in Europa. Textband 1: Politik, Religion, Recht und Gesellschaft. München 1998 (Zit.: Reppen, Friedensverhandlungen). さらに、署名から1649年2月の批准書の交換に至る時期に関しては、以下を参照。Oschmann, Antje, Der Nürnberger Exekutionstag 1649-1650. Das Ende des Dreißigjährigen Krieges in Deutschland. (Schriftenreihe der Vereinigung zur Erforschung der Neueren Geschichte 17) Münster 1991, S. 85- 94, 101-166. APW II C 4, bearbeitet von Kohl, Wilhelm, Münster 1994, S. XXI-LIV.

- (5) ヴェストファーレンで公刊されなかったその協定は2部作成され、1部ずつスウェーデン側及び皇帝側の使節書記によって署名された (vgl., APW II A 5, S. 522 Z. 15-18; APW II C 3, S. 264 Z. 1-6.)。これら両文書はもはや伝えられていない。皇帝及びスウェーデンの公文書における謄本については、〔皇帝側〕 APW II A 5, S. 524 Z. 2-5; 〔スウェーデン側〕 APW II C 3, S. 264 Z.26-27, Text: *Sverges traktater med främmande magter jemte andra dit hörande handlingar. VI. Delens 1. Hälft: 1646-1648*. Hrsg. von Carl Hallendorff. Stockholm 1915 (Zit.: ST 6.1), hier, S. 152- 159 [参照]。IPOの締結を越えたところで皇帝を義務付け、独自の証書をもって皇帝に承認された秘密条項が、その協定に含まれている。Texte: [APW III B Bd.1/1] Nr.n 25 und 21.
- (6) この皇帝-ブランデンブルク間協定の文書はもはや伝えられていない。皇帝の公文書における謄本については APW II A 5, S. 552 Z. 34-39; Text: *Meiern, Johann Gottfried von, Acta Pacis Westphalicae publica oder Westphälische Friedens-Handlungen und Geschichte. Erster Theil - Sechster Theil*. Hannover: Johann Christoph Ludolph Schulte, Johann Adolph Gercken 1734-1736. ND Osnabrück 1969, hier, Theil 4, S. 328f.
- (7) この目的に関して、スウェーデン側並びに皇帝側及びフランス側から書面が作成され (しかしそれらは完全に一致しているわけではない)、仲介使節キージ (Chigi) とコンタリニ (Contarini) に手渡された。スウェーデンの使節書記によって署名され、1647年8月1日/11日の日付が打たれている証書1部はコンタリニが保持した (スウェーデン公文書における謄本については、APW II C 3, S. 536 Z. 14-15; Text: ST 6.1, S. 164-167)。〔ミュンスター及びオスナブリュックの〕2つの皇帝使節書記室 (Kanzlei) で作成され、その都度書記のガイヒ (Geych) とガイール (Gail) によって署名された、1647年8月22日と恐らく26日付の文書は、互いに本文が異なり、キージとコンタリニ乃至コンタリニのためにのみ指定されていた (皇帝の公文書における謄本については、近刊予定の APW II A 6, Nr. 202 Beilagen B und C, [上記史料の本文の] 相違についてもそれを参照。その起草に関しては、ebenda, Nr.n. 205, 208, 209)。最後に、フランス使節書記によって署名された草案。これらの証書に関して、バイエルン選帝侯マクシミリアンによって認証が与えられた謄本が作られた (*Bayerisches Hauptstaatsarchiv* (Zit.: BHStA München), Kurbayern Urkunden 1603-1610)。
- (8) 1647年11月11日及び11月14日に使節書記によって署名された合意は8ヶ条から成る。第1~2条は皇帝-フランス間〔予備条約〕文書における賠償条項である (IPM第70条から第91条、ただし第87条に当たるシュトラスブルクに関わる補足条項はまだなかった。註424を参照 [本稿未収録])。第3項は、フランス王国による大公フェルディナント・カールに対する支払い義務に関するリーブル・トゥールのライヒスターラーへの換算率に関する皇帝の声明で、IPM第88条に相

応 (本書 [APW III B Bd.1/1] Nr.12 を参照)。皇帝によるエルザス方伯の称号の使用に関するフランスの声明 (本書 [APW III B Bd.1/1] Nr.11 を参照)。第 5～6 項は、皇帝－フランス文書における、皇帝・帝国によるピネローロの譲渡、エルザスの割譲及びメッツ・トゥール・ヴェルダン司教領の割譲証書 (IPM 第70、72、73条)。第 7～8 項は、皇帝－フランス文書におけるオーストリア大公によるエルザスに関する割譲証書。これら 8 つの文書は、ロートリンゲンに関する協約権 (Konkordatsrecht) があるために拒否していたキージではなく (*Reppen, Salvo iure Sanctae Sedis? Die Zessionsbestimmungen des Westfälischen Friedens für Metz, Toul und Verdun als Konkordatsrechtsproblem. (Zit.: Reppen, Salvo iure.) In: Fides et Ius. Festschrift für Georg May zum 65. Geburtstag hrsg. von Winfried Aymanns u.a. Regensburg 1991, S. 527-558. Wieder veröffentlicht in: Reppen, Dreißigjähriger Krieg und Westfälischer Friede. Studien und Quellen. Hrsg. von Franz Bosbach und Christoph Kampmann. (Rechts- und Staatswissenschaftliche Veröffentlichungen der Görres-Gesellschaft. Neue Folge 81) Paderborn, München, Wien, Zürich 1998 (Zit.: Reppen, DK und WF.), S. 562-596*)、コンタリニに預けられたが、現存していない。第 1～2、5～6、7～8 条の中で言及されているヴェネチア大使館付書記によって認証を与えられた皇帝使節作成文書の謄本は、*Archives du Ministère des Affaires Étrangères (Zit.: AE Paris)*, *Traité multilatéraux* の中に残現存していることが確認され、同様に認証を与えられた第 4 項の中で言及された本文の謄本が、*Österreichisches Staatsarchiv. Haus- Hof- und Staatsarchiv (Zit.: HHStA Wien)*, *Geheim Österreichische Staatsregistratur (Zit.: GehStReg)*, *Repertorium N (Zit.: Rep. N) Ka. 96 Fasz. 68 unbez. pars nr. 26 unfol.* にて [現存が確認され]、第 3 条の中で言及された証書の抄本が *HHStA Wien*, *Mainzer Erzkanzlerarchiv (Zit.: MEA)*, *Friedensakten (Zit.: FrA) Fasz. 54a fol. 136.* にて確認される。〔協定〕文書成立に関する詳細は、刊行予定の *APW III B 2/7* 並びに *APW II A6* 及び *II B6* を参照。賠償条項の本文については、*ST 6.1, S. 242- 249* [参照]。それはサルヴィウスによって1648年8月14日 (24日) に謄本の形で送付され、フランス公使付書記によって署名された文書に依拠しているが、原文注解のマークが付された 2 つの章句は、1647年11月時点で合意された草案には含まれていなかった。

- (9) それらが全て現存していることはまれである。
- (10) 1648年3月8日 (18日) に皇帝使節クラネ、スウェーデン使節サルヴィウス、ライガースペルガー、トゥームプシルン並びにスウェーデンと皇帝の使節書記たちによって署名された 2 部の文書。 *HHStA Wien*, *MEA FrA Fasz. 30 Konv. 2 unfol.*
- (11) 1648年3月8日 (18日) にライガースペルガーとトゥームプシルンによって署名された 1 部の文書。 *Ebenda.*
- (12) 1648年3月9日 (19日) にライガースペルガーとトゥームプシルンによって署名された 2 部の文書。 *Ebenda, eine weitere in: BHStA München, Kasten schwarz 7316 (Mappe Westfälischer Friede) fol. 2-4'.*
- (13) 1648年3月9日 (19日) にライガースペルガーとトゥームプシルンによって署名された 1 部の文書。 *HHStA Wien*, *MEA FrA Fasz. 30 Konv. 2 unfol.*
- (14) 1648年3月8日 (18日) にライガースペルガーとトゥームプシルンによって署名された 1 部の文書。 *Ebenda.*

- (15) 1648年2月22日(3月3日)付の、クラーネ、サルヴィウス、ライガースペルガーとトゥームプシルンによって署名された1部の文書。*Ebenda*. 実際は恐らく1648年3月7日に初めて署名された(*Meiern 5*, S. 499)。これらの証書に関しては4部の文書が作成されていたと伝えられている。
- (16) Text: *ST 6.1*, S. 173-193.
- (17) *Meiern 5*, S. 724f, 731; Text: *ST 6.1*, S. 232f.
- (18) IPO第1条から第3条、第4条第1項、同第20項から第50項、同第56項から第57項。1648年4月21日(11日)にライガースペルガーとトゥームプシルンによって署名された1部の文書。*HHStA Wien*, MEA FrA Fasz. 30 Konv. 2 unfol. 当時は4部の文書が作成された。つまり、皇帝使節及びスウェーデン使節のためと、帝国議長とプロテスタント等族のためであった(vgl. den Hinweis Volmars in *APW III C 2*, S. 1050 Z. 23-29)。
- (19) 1648年4月8日(3月29日)にライガースペルガーとトゥームプシルンはIPO第1条から第11条(Text: *ST 6.1*, S. 209ff)とIPO第15条第12項(eine Ausf.: *HHStA Wien*, MEA FrA Fasz. 30 Konv. 2 unfol.)に署名した。1648年4月24日(14日)に、ヘッセン・カッセルとヘッセン・ダルムシュタットとの家門対立は、家協定(Text: *ST 6.1*, S. 213-224)の中で、従ってヴェストファーレン講和会議の外で規定された。この協定に関して、ミュンスターの帝国議長に文書が一部送付された(vgl. seinen letzten Abschnitt: *ST 6.1*, S. 224)が、その文書は今なお所在が確認されていない。同協定は参照規定(IPO第15条第13項)を通じて講和条約に取り込まれた。
- (20) スウェーデン軍への補償金額が決定したのは1648年6月3日(13日)のことである(Text: *Meiern 5*, S. 890f)。支払い方法に関する合意(IPO第16条第8項から第12項)は7月19日(29日)に帝国議長代行(Reichsdiktatur)によってなされた(Text: *Meiern 6*, S. 105f; dazu *APW II C 4*, S. 613 Z.25ff)。その後間もなく、ヘッセン軍への補償に関わっていた等族のことを考えて、彼らのスウェーデン軍への分担金を減じ、それに応じて他の等族の分担金を高めることが決定された。この決定は、1648年8月5日のことであり、文書に書き留められ、帝国議会の3つの部会のそれぞれ1名の代理人によって署名された(Ausf.: *HHStA Wien*, MEA FrA Fasz. 30 Konv. 3 unfol.; Text: *Meiern 6*, S. 173)。それは講和条約と同様の効力を持つものとされた。
- (21) その交渉に関しては、*Meiern 6*, S. 102-119; *APW III C 2*, S. 1116-1127.
- (22) 条約の執行に関する和解〔文書〕(IPO第16条第1項から第20項)は、1648年7月17日(27日)及び18日(28日)に帝国議長代行に預けられた(Text: *Meiern 6*, S. 106-109)。
- (23) いわゆる条約の保証(IPO第17条)——これは同様に1648年7月17日(27日)及び18日(28日)に帝国議長代行に預けられた(Text: *Meiern 6*, S. 109ff)——に関する和解の中で、帝国等族の署名はこの時に(最後の段階で)一括的に扱うとだけ話題に上った。方法は8月初頭にやっと帝国諸部会で討議された。当時は〔帝国等族使節の中から〕選任された代表団の構成員が〔帝国の〕代理として署名し、彼らの主君(Obrigkeiten)に講和締結の批准を求めるということで一致し、後者〔批准書の要請〕はその他の使節には免除された(*Meiern 6*, S. 121, 128; 1648年7月25日(8月4日)のオスナブリュックにおける諸侯部会(Fürstenrat)の会議、*Thüringisches Staatsarchiv Altenburg* (Zit.: *ThStA Altenburg*), *Altes Hausarchiv I E 27 fol. 5-11'*; 1648年7月25日(8月4日)の都市部会(Städterat)の会議、*APW III A 6*, Nr.

169)。

- (24) 保証条項 (IPO 第17条第10項第11項) は条約当事者の同盟者を挙げていた。皇帝使節は、皇帝陣営にスペイン王 (rex Catholicus) が記載されることを達成し、スウェーデンがその支持者にポルトガル王を挙げることを妨げようと試みた。彼らはこれを実現することが出来なかったので、権利の留保で間に合わせた。註27参照。
- (25) スウェーデンの批准に関して、女王と並んでスウェーデン王国参事たちの署名も求めることが、一時的に検討された (*Meiern* 6, S. 271f; *APW III C 2*, S. 1129 Z. 15-19)。
- (26) この会議等に関する記録は、アルテンブルク使節の日記 (*Meiern* 6, S. 124-128)、フォルマーの日記 (*APW III C 2*, S. 1127 Z.37 - S. 1129 Z.21)、皇帝使節書記の議事録 (*HHStA Wien*, RK FrA Fasz. 92 XVI fol. 172-176)、1648年8月6日の皇帝使節の報告書 (Konzept: *ebenda* fol. 180-182)、1648年7月31日 (8月10日) のスウェーデン使節の報告書 (Text: *APW II C 4* Nr. 324; *ST 6.1*, S. 317-321)、並びに [*Theatrum Europaeum*]. *Theatri Europaei Sechster und letzter Theil* [...] [1647-1651]. Bearb. von Johann Georg Schlederus. Frankfurt am Main: Matthaeus Merian Erben 1652 (Zit.: TE), hier 6, S. 561f, 573f; *Meiern* 6, S. 119ff. 席次の図面は、*Meiern* 6, nach 120, und *ST 6.1*, S. 322 (vgl., *APW II C 4*, S. 629 Z. 19-20)、諸ザクセン諸侯領アイゼナッハ・ゴータ・ヴァイマル・ヘーヘルのための使節の文書の中の意匠を凝らした挿絵 (*Thüringisches Staatsarchiv Gotha* (Zit.: ThStA Gotha), Geheimes Archiv Gotha A IIX Nr. 12 fol. 334'-335)。
- (27) ポルトガル王の記名に関しては、註26で引用した諸報告書によれば、[この時の] 会議それ自体では話題とされていない。皇帝使節は1648年8月15日にそれに関する通知書 (Kopie: *HHStA Wien*, RK FrA Fasz. 55b 1648 IX fol. 26) を帝国議長のマインツ選帝侯に提出したが、しかしこの時点ではまだ、スウェーデン使節がそれに応じようとしていなかったことが分かっている。彼らが在ミュンスター皇帝使節に宛てた1648年8月10日の書簡を参照せよ (Ausf.: *HHStA Wien* RK FrA Fasz. 92 XVI fol. 186-186', 187)。マインツ選帝侯のハイル (Heil) 帝国印刷所の半公式版は、条約原文に挿入した形で、このポルトガルに関する皇帝通知書 (Protokollnotiz) を含めている。詳細は近刊予定の *APW III B 1/2* [参照]。
- (28) その合意の有効性が限定的であったことについては、*Vogel, Walter*, Der Anteil der beiden Kongreßstädte Osnabrück und Münster an dem Abschluß des Westfälischen Friedens. In: *Mitteilungen des Vereins für Geschichte und Landeskunde von Osnabrück* 63 (1948), S. 12-21.
- (29) そういふわけで彼ら [スウェーデン使節] は皇帝使節たちに対してそれに応じた留保声明書を手渡した (Text: *ST 6.1*, S. 323)。文書手渡しについては、*Meiern* 6, S. 128. さらに彼らはヘッセン軍への補償を有利に導くために、帝国等族の決定を引き止めていた (Text: *ST 6.1*, S. 322; 文書引渡しについては、*APW II C 4*, S. 627 Z.32-34)。マインツ選帝侯のハイル帝国印刷所の半公式版は、両声明書を付録の中に含んでいる。詳細は近刊予定の *APW III B 1/2* [参照]。
- (30) 1648年8月3日の皇帝使節の報告書 (*HHStA Wien* RK FrA Fasz. 92 XVI fol. 115-118, 119-119')、並びに同日サルヴィウスが女王に宛てた書簡 (*APW II C 4* Nr. 321) を参照。
- (31) 1648年8月6日に読み上げられた IPO の本文は、*Meiern* 6, S. 128-172. 皇帝使節は同日謄本を送っていた (*HHStA Wien* RK FrA Fasz. 55b 1648 VIII fol. 16-66')。
- (32) 1648年8月7日に定められた3部の批准書の本文は、*Meiern* 6, S. 121-124. 皇帝使節はそれら

- をすぐに同様に皇帝の宮廷へ送った (Kopien: *HHStA Wien* RK FrA Fasz. 55b 1648 VIII fol. 67-71')。
- (33) 1648年8月12日付けのライプツィヒで出版された週刊新聞の記事を参照 (*Staats- und Universitätsbibliothek Bremen/Deutsche Presseforschung* (Zit.: DPF Bremen), Z 59 1648/140 S.1-2)、また、サルヴィウスがユルデンクロウ (Gyldenklou) に宛てた1648年7月24日 (8月3日) の書簡 (*APW II C 4* Nr. 320) も参照。
- (34) 1648年7月31日 (8月10日) のサルヴィウスから女王へ宛てた書簡 (*APW II C 4* Nr. 325, hier S. 630)、1648年7月31日 (8月10日) のスウェーデン使節による女王宛の報告書 (*APW II C 4* Nr. 324, hier 629 Z.3-9)、1648年8月7日 (17日) のサルヴィウスから女王へ宛てた書簡、*Meiern* 6, S. 311も参照。この措置については新聞記事でも伝えられていた (*DPF Bremen* Z 9 1648/34-II S.3-4)。
- (35) サルヴィウスから女王へ宛てた1648年8月14日 (24日) 及び21日 (31日) の書簡、ユルデンクロウに宛てた1648年8月14日 (24日) の書簡、ユーハン・ウクセンシェーナに宛てた1648年8月18日 (28日) の書簡を参照 (*APW II C 4* Nr.n 338, 339 341, 346)。
- (36) とりわけセルヴィヤンのIPOに関する2つの声明、即ち1648年8月12日 (2日) の陳述並びに1648年8月26日 (16日) の陳述 (*Texte: Meiern* 6, S. 296-299, 341f)、及び前者の書面に関する帝国考慮、即ち1648年8月17日 (7日) の陳述 (*Text: Meiern* 6, S. 318-321) を参照。中でもセルヴィヤンは、IPO で用いられている皇帝の称号「常にアウグストゥス」 (*semper augustus*) 及び「エルザス方伯」 (*landgravius Alsatae*) の削除を要求したが、しかし第一の点では最終的に譲歩した (*Meiern* 6, S. 358-361)。
- (37) Vgl., *Ruppert*, S. 347f.
- (38) 後のIPM第3条。帝国等族は9月9日、この規定に同意した (*Meiern* 6, S. 355f)。
- (39) Text: [*APW III B Bd.1/1*] Nr. 6.
- (40) 1648年9月29日 (19日) の覚書をもって。Text: [*APW III B Bd.1/1*] Nr. 7.
- (41) Text: [*APW III B Bd.1/1*] Nr.7.
- (42) Text: [*APW III B Bd.1/1*] Nr.16.
- (43) IPOについては、1648年8月11日 (21日) のサルヴィウスからウクセンシェーナに宛てた書簡 (*APW II C 4* Nr. 335, hier 645 Z. 6-9)、1648年8月14日 (24日) のサルヴィウスから女王に宛てた書簡 (*APW II C 4* Nr. 338)、加えて1648年8月27日の皇帝使節がオスナブリュックから皇帝に宛てた書簡 (Ausf.: *HHStA Wien*, RK FrA Fasz. 55b 1648 VIII fol. 155-157', 164) 参照。IPM及び帝国等族のイニシアティブ一般については、*Meiern* 6, S. 356-365並びに1648年9月2日 (12日) のオスナブリュック諸侯部会の会議 (*ThStA Altenburg*, Altes Hausarchiv I E 27 fol. 164'-187) を参照。
- (44) 校正を終えた文書の1部をオスナブリュックの皇帝使節は1648年8月31日に皇帝の宮廷に送付した (Ausf. ihrer Relation: *HHStA Wien*, RK FrA Fasz. 55b 1648 VIII fol. 168- 171', 174-176', 179)。IPOのこの原典は同報告書のそばにはもう置かれていない。
- (45) 1648年9月14日のオスナブリュック皇帝使節から皇帝への書簡 (*HHStA Wien*, RK FrA Fasz. 55b 1648 VIII fol. 59-61', 82-82')、同1648年9月17日 (*ebenda*, fol. 85-89, 90)、ランベルクの日記記事 (*APW III C 4*, S. 192 Z. 2-5)、加えて *Meiern* 6, S. 365, 371ff並びにスウェーデン使節によってストックホルムに送られた帝国等族の報告書 (Kopie: *Riksarkivet* (Zit.:

RA) *Stockholm*, *Diplomatica Germanica* (Zit.: DG) 13 fol. 903-903') 参照。寄託された条約文書は両使節書記によっても押印されたというマイエルンの指摘 (*Meiern* 6, S. 365) は、皇帝使節の報告と矛盾する。

- (46) 上述の諸報告書によれば、この時の行為で IPO 文書が 2 部帝国議長に寄託された。その後の、恐らく帝国等族側によって書かれた 1648 年 10 月 8 日 (9 月 29 日) に関する交渉報告書においては 3 部の寄託文書について語られているが、サルヴィウスはそれらを検印が済んだ後、マインツ選帝侯の官房長から彼に手渡された封から取り出したとされている (Kopie: RA *Stockholm*, DG 13 fol. 1002-1004', hier 1004; vgl. *APW II C* 4, S. 777 Z.37f)。
- (47) Kopie: *HHStA Wien*, RK FrA Fasz. 92 XVI fol. 377. 1648 年 9 月 16 日の会議では、その上 IPO 第 15 条第 13 項に「本講和会議に提議されたことによって」(conventuique huic insinuate) という語句が付け加えられ、いまや — その前に若干論争が行われた後で — 皇帝使節に受け入れられた。
- (48) それらについてはスウェーデン使節によって編纂されたリスト (Kopie: *HHStA Wien*, RK FrA Fasz. 55b 1648 IX fol. 93; *APW II C* 4, S. 714f, サルヴィウスがウクセンシェーナに宛てた書簡の追伸として格付けされているのは誤りである) 参照。それについては、ある 1 点を中心に輪を描いて (恐らく 10 月初めに実際にそうされた)、サルヴィウスの欄外書き込みのために用意された欄 (Text: *ST* 6.1, S. 331f) も参照。
- (49) ヘッセン-カッセルの軍隊への補償を有利に導くためのスウェーデンの留保 (Kopie: *HHStA Wien*, RK FrA Fasz. 55b 1648 IX fol. 99)。恐らくそれと同じ頃、ヘッセン側もそれに相応する内容の文書を発行している (Kopie: *ebenda*, fol. 95)。
- (50) ブレーメン市に関わる皇帝と帝国議長の鑑定に対するスウェーデンの草案 (IPO 第 10 条第 8 項) (Kopie: *HHStA Wien*, RK FrA Fasz. 55b 1648 IX fol. 97-97')。
- (51) 下プファルトにおけるカトリックの宗教実践に有利となるような留保は争われたままであり、それは最終的に、妥協的な言い回しで書き留められたように (*Meiern* 6, S. 378)、フランスのその後の決定の上に置かれたのであった。上イタリアと関わる後の IPM 第 96 条及び第 97 条は、まだ議論に決着を見ていなかった (*ebenda*, S. 390)。
- (52) 1648 年 9 月 11 日 (1 日)、14 日 (4 日)、15 日 (5 日) の原文照合と封印に関する帝国等族の報告書 (*Meiern* 6, S. 358-361, 366-371)、1648 年 9 月 19 日のセルヴィヤンの報告書 (Ausf.: *AE Paris*, CP All 112 fol. 254-260')、並びに 1648 年 9 月 18 日のバイエルン使節の報告書 (*BHStA München*, Kurbayern Äußeres Archiv 3070 fol. 29-39) 参照。寄託された原文書は、*Becker, Winfried*, *Der Kurfürstenrat. Grundzüge seiner Entwicklung in der Reichsverfassung und seine Stellung auf dem Westfälischen Friedenskongreß*. (Schriftenreihe der Vereinigung zur Erforschung der Neueren Geschichte 5) Münster 1973, S. 320 で推定されているように、マインツ選帝侯によって連署されていない。
- (53) 1648 年 9 月 22 日 (12 日) (Text: *Meiern* 6, S. 373-394)。
- (54) フォルマーの日記 (*APW III C* 2, S. 1137 Z. 35 - S. 1139 Z. 22)、1648 年 9 月 17 日 (27 日) のサルヴィウスの指摘 (*APW II C* 4 Nr. 370, hier S. 697 Z. 32-35)、並びに *TE* 6, S. 580f; *Meiern* 6, S. 545f.
- (55) Vgl. *Dickmann*, S. 488f; *Ruppert*, S. 350-354.
- (56) Vgl. *Dickmann*, S. 489f; Unterlagen in *APW III C* 2/3, 209R und 211R. この皇帝指令文

- 書については、トラウトマンズドルフの秘書 Wilhelm Schröder (1679年死亡、vgl. Gross, Lothar, Die Geschichte der deutschen Reichshofkanzlei von 1559 bis 1806. (Inventare österreichischer staatlicher Archive. V. Inventare des Wiener Haus-, Hof-, und Staatsarchivs 1) Wien 1933, S. 391ff, 493) が責任を負っており、彼はこの時帝国書記局 (Reichskanzlei) のドイツ査察団の秘書として活動していた。彼はうっかりしてトラウトマンズドルフに通用する暗号を使用してしまった。彼が皇帝に当たった弁明書を参照 (HHStA Wien, RK FrA Fasz. 56d 1648 X 7-15 fol. 74-75)。
- (57) APW III C 2, S. 1144 Z. 28-31.
- (58) 皇帝使節は皇帝の同意をまず始めに選帝侯使節に (10月5日)、翌日 (10月6日) 全ての帝国等族使節に伝えた (APW III C 2, S. 1146 Z. 7-10; APW III C 4, S. 194 Z. 13-25)。その会議それ自体については、Meiern 6, S. 570-574.
- (59) 後の IPM 第78条参照。その中では帝国の割譲宣言に関してのみ、確かな期日が言及されている。その交渉については、vgl. TE 6, S. 589ff; Meiern 6, S. 575f, 584ff; Dickmann, S. 490.
- (60) 註8参照。
- (61) Text: [APW III B Bd. 1/1] Nr.8. その文書は1648年10月24日にセルヴィヤンに手渡された。
- (62) Vgl. APW III C 2, S. 1153 Z. 21 - S. 1154 Z. 17.
- (63) Vgl. Meiern 6, S. 576, 579; APW III C 2, S. 1143 Z. 2f. 後の第79条に記述されたピネローロの割譲の範囲も、後の第93条の最終的な約款 (サヴォワに関する表現「保持される」のように ut dictus Sabaudiae - manuteneatur) も問題となっていた。後者は交渉人記録の現存する2部の文書によって証明されているように、会議末期に始めて条約に挿入された。
- (64) そういうわけでサヴォワ使節は署名の日に抗議していた (s. APW III C 1/1, S. 413)。その上1649年2月に彼〔サヴォワ使節〕は、第79条で記述されたピネローロの割譲は、都市とそれ以前の諸条約で規定された都市周辺地域 (pertinentiae (従物)) にのみ関係すると、確認させようとした。皇帝使節は1649年3月26日にそのような鑑定書 (Kopie: HHStA Wien, RK FrA Fasz. 92 XIX nr. 2486b) を与えたが (APW III C 2, S. 1246 Z. 11f)、セルヴィヤンはそれを拒否している (セルヴィヤンがブリエンヌに宛てた1649年3月2日の書簡 Ausf.: Bibliothèque de l'Assemblée nationale (Zit.: AssNat Paris) 279 fol. 321-323', hier 321-321'、フランスの鑑定書に対するサヴォワの草案は、AE Paris, CP All 125 fol. 326-326')。それと関連した留保がサヴォワの批准書へ挿入された (Text in [APW III B Bd. 1/1] Nr. 4)。
- (65) Text: [APW III B Bd. 1/1] Nr. 27.
- (66) IPO 第16条第9項。
- (67) 問題は4つの文書に関わっていた。即ち、1) ピルモント領の利益を図ったヴァルデックの諸伯のための鑑定書、1648年10月8日付け (Text: Lünig, Johann Christian, Das Teutsche Reichs=Archiv [...]. Band I-XXIV. Leipzig: Friedrich Lanckisch Erben 1710-1722. (5: li 15) (Zit.: Lünig, TRA), XI/1, S. 388f; Meiern 6, S. 610f; Kopie: RA Stockholm, DG 13 fol. 1093-1093', dat. 1648 X 18/28)、2) ヴァイセンブルク、シュパイヤー、オスナブリュックのための特例規定 (extracutus protocolli) という形をとった鑑定書、1648年10月8日付け (Text: Meiern 6, S. 611; Kopie: RA Stockholm, DG 13 fol. 1094-1094')、3) ブレーメン市の法的地位に関わる鑑定書、1648年10月15日付け (Ausf.: RA Stockholm, originaltraktater Tyskland I. Tyska riket No. 8 F)、1648年10月21日付けのケレライ・マルシュ (Kellerei

Malsch) の利益を図った両バーデン家のための特例規定の形をとった鑑定書、(Text: *Meiern* 6, S. 610; Kopie: *RA Stockholm*, DG 13 fol. 1095)。これら4つの鑑定書はスウェーデン使節に1648年10月25日に手渡された (*Meiern* 6, S. 623)。

- (68) Vgl. *Meiern* 6, S. 616ff.
- (69) 1648年10月13日(3日)の帝国決議、後に招かれることになったザクセン選帝侯使節ロイバーは、そこにはまだ名前を挙げられていない。Text: [*APW III B Bd. 1/I*] Nr. 26. 国制法上の背景については、*Dickmann*, S. 490f (ここでは17名ないし(ロイバーを含めると)18名の代わりに15名の代表者が言及されているが、それは誤解である)。Becker, S. 320f. 交渉については、*Meiern* 6, S. 583f, 590f, 606.
- (70) 全ての帝国等族の全権委任状が現存しているわけではない。〔それらのうちの〕大部分は今日 *HHStA Wien*, MEA FrA Fasz. 6 Konv. 32 に存在している。それ以外には、*HHStA Wien*, MEA CorrA Fasz. 9 unfol. 及びその他若干については、同 [*HHStA Wien*] MEA, *Correspondenzakten* (Zit.: CorrA) Fasz. 7b Konv. 4 に存在している。2つの全権委任状は史料集 (*HHStA Wien*, *Allgemeine Urkundenreihe* (Zit.: AUR)) に収録されている。
- (71) IPM 第120条及び IPO 第17条第12項。
- (72) 帝国議長代行に寄託された2部(ないし3部、註46を見よ)のIPO原本は諸交渉中に使用され、実効性を持たされた(aktualisiert) (vgl. *APW III C 2*, S. 1147 Z. 27f)。そういうわけでそれらはますます修正や削除や下線が加えられていた。それにもかかわらず俄かに署名の儀式にこれらの文書を〔そのまま〕使用することが考えられた(1648年10月9日の皇帝使節の報告書を参照、Konzept: *HHStA Wien*, RK FrA Fasz. 92 XVI fol. 550-555', 556)。このことはサルヴィウスの抗議で失敗に終わった(1648年9月29日(10月9日)及び10月1日(11日)の〔宰相〕ウクセンシェーナ及び女王に宛てた彼の書簡参照、*APW II C 4* Nr.n 382, 384)。10月半ば以降文書は何度も校正を加えられたが(s. *APW III C 4*, S. 196 Z. 29-30; *APW II C 4*, S. 734 Z. 12-14)、新聞ですらそのことを報じていた(*DPF Bremen* Z 9 1648/42 App. S. 4 und 1648/43 App. S. 2-3)。
- (73) 1648年10月24日のランベルクのクルツ(Kurz)への報告書にそのようにある(eigh. Ausf.: *HHStA Wien*, RK FrA Fasz. Konv. C fol. 36-36')。この時点で、皇帝側のIPO原本に書名欄の第1頁としてトラウトマンズドルフの署名が施された全紙が挿入されたが、それについて後にランベルクが報告し(*APW III C 4*, S. 248 Z. 17-21)、署名式典の際に帝国等族の側から認められた(*Meiern* 6, S. 621)。ところでコンタリニは、トラウトマンズドルフの〔ミュンスターからヴィーンへ戻る〕出立後間もないうちに既に、トラウトマンズドルフは講和条約を締結したという栄誉に関与したためこれ〔自分の署名を残した全紙〕を後に残していくのだ、と講和会議で口にしていたと、統領(シニョーレ)に報告していた(1647年7月19日、Privatregisterkopie: *Biblioteca Marciana* (Zit.: Marciana Venedig), It. classis VII codex MXCVIII (collazione 8148) fol. 250'-252', hier 251)。
- (74) 9月15日に寄託された2部のIPM原本のうち的一方は、きっとまだ帝国議長の手元に存在しており、もう一方は1648年9月21日に皇帝使節に手渡された。セルヴィヤンはその書記室で新版を作成させ、それは寄託されていた文書と照合されて(*RA Stockholm*, DG 13 fol. 1016-1016')、恐らくは帝国議長にも寄託されたであろう。皇帝使節も同様に原本を一部清書させたが(ein Hinweis: *Meiern* 6, S. 574)、しかしそれに関して詳細な報告は現存していない。この皇帝の原

本が署名の前に帝国議長に寄託されたかどうかについて明らかにすることはできないが、どちらかといえばそれはあり得ないだろう。

- (75) Vgl. *Meiern* 6, S. 589f, 591ff.
- (76) IPM 第113条及び IPO 第17条第3項 (IPO 第5条第1項も参照せよ)。条約に対する抗議は、抗議禁止規定 (Antiprotest-Bestimmungen) の関連で、*APW III B 2/12* にまとめられることになるであろう。諸抗議文書は例えば皇帝の公文書や (in *HHStA Wien*, RK FrA Fasz. 56 b-d)、帝国議長から移された文書に存在している (in *HHStA Wien*, MEA FrA Fasz. 29 unfol; MEA CorrA Fasz. 19 Konv. 2 unfol.)。その他については *Oschmann*, S. 49-52 参照。キージの権利の留保は詳細に研究されている。*Reppen*, DK und WF, S. 425-642。日付が1648年11月26日に遡っているが、1650年8月末／9月初頭に初版された教皇の小勅書 *Zelo Domus Dei* の原文は、*Feldkamp, Michael, F.*, Das Breve „Zelo Domus Dei“ vom 26. November 1648. Edition. In: *Archivum Historiae Pontificiae* 31 (1993), S. 293-305、それに加えて、*Reppen*, Drei Korollarien zum Breve „Zelo Domus Dei“ (26. November 1648): Editionstechnik, Nachdruckgeschichte, Vorgeschichte. (*Zit.*: Korollarien) In: *Archivum Historiae Pontificiae* 33 (1995), S. 315-333. Wieder veröffentlicht in *Reppen*, DK und WF, S. 621-642 [参照]。